

平成27年1月7日
健康増進課 感染症・新型インフルエンザ対策推進担当 担当者 大木、田崎
内線 1836 直通 0952-25-7075
E-mail: kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp

インフルエンザが増加しています ～インフルエンザ流行発生注意報を発表します～

佐賀県では、感染症発生動向調査で平成26年第49週（12月1日～12月7日）に定点医療機関当たりの患者数が、国が流行開始の目安としている1.00を上回る、1.92（患者報告数75名）となり、この頃からインフルエンザの流行期に入っています。

そのような中、平成26年第52週（12月22日～12月28日）に、定点医療機関当たりの患者報告数が11.36（患者報告数443名）となり、注意報の基準値である「10」を超えましたので、インフルエンザ流行発生注意報を発表します。

今後、更なる患者数の増加が予想されますので、より一層、こまめな手洗い、咳エチケットの励行による予防に努めてください。また、かかったかなと思ったら早めの受診を心がけてください。

記

1 予防方法

- こまめに石鹸で手を洗いましょう。
- 十分な栄養と休養をとり、規則正しい生活を心がけましょう。
- 周囲にインフルエンザの患者さんがいる方は、特に注意が必要です。毎日の体温測定などで健康観察を行い、早期発見に努めましょう。

2 かかったかな？と思ったら

- 早めに医療機関を受診しましょう。
(症状が出てから概ね48時間以上経過すると、ウイルスが増えすぎて薬が効かなくなる場合がありますので注意しましょう)
- 咳が出るときは、マスクを着用しましょう。特に、医療機関を受診する際は、他の患者への感染防止のため、必ずマスクを着用してください。
- 職場や学校、施設等に連絡をし、指示を仰ぎましょう。また、外出を控え、医師の指示に従い療養しましょう。

3 学校・幼稚園、社会福祉施設関係者の皆様へ

- 日頃から、幼児、児童生徒、入所者の発熱等の健康観察を行い、有症状者に対しては、早期受診を勧奨してください。
- 施設内にウイルスを持ち込まないよう対策を講じてください。

- ・教職員、施設職員は、日頃から自身の健康管理に努め、自身が感染源にならないようにしてください。
- ・施設においては、面会者についてインフルエンザ様症状の有無をチェックするなど注意喚起をしてください。
- 定期的に窓を開けるなどこまめに換気をしてください。（目安として、1時間に1回、5分程度。学校であれば休み時間のたびに実施。）
- インフルエンザの集団発生が疑われる場合は、学校医等に報告するとともに、最寄りの保健福祉事務所へ御相談ください。

【参考】

《注意報発表の時期》

シーズン	流行入り		注意報	
	週	月	週	月
平成26～27	49週	12月上旬	52週	12月下旬
平成25～26	48週	11月下旬	3週	1月中旬
平成24～25	43週	10月下旬	52週	12月下旬
平成23～24	2週	1月中旬	3週	1月中～下旬
平成22～23	48週	12月上旬	1週	1月初旬
平成21～22	38週	9月下旬※	53週	12月下旬～1月初旬
平成20～21	51週	12月中旬	2週	1月初～中旬
平成19～20	52週	12月下旬	4週	1月下旬

※新型インフルエンザ発生で通常の流行と異なる流行

《感染症発生動向調査に基づく流行の注意報の基準》

佐賀県では、インフルエンザの流行レベルごとに県民に注意喚起を行っています。各流行レベルの基準は、1医療機関当たりの患者数が下表の基準を超えた場合です。

注意報レベルに達すると、今後4週間以内に警報レベルの大きな流行が発生する可能性がありますので注意が必要です。そこで、流行発生注意報の発表段階においては、流行が拡大している局面にあることを考慮した上で、次の内容を県民等に呼びかけています。

- ① 感染予防に関すること
- ② 感染拡大防止対策に関すること
- ③ り患した時の対応や重症化予防等に関すること
- ④ 自宅療養に関すること
- ⑤ その他の必要事項

〔基準〕 ※定点医療機関当たりの患者数

流行入り	注意報	警報
1.00	10	30

※流行発生注意報の解除

流行発生警報の開始基準値に達した（警報を発表した）場合、または流行発生警報の開始基準に達しなかったときで定点報告数の県全体の平均値が流行発生注意報の基準値を下回った場合、自動的に解除されます。